

# 「学生と社会人の接点創出、関係性構築・深化事業」業務委託仕様書

## 1 事業の目的

本事業は、市内の大学等に通う学生（以下「学生等」という。）と市内で働く社会人や市内で事業を行う社会人（以下「社会人」という。）が様々な形で交流できる機会を提供し、相互に地域で働く意味を学び合い、関係性の構築・深化を図ることで、学生等の市内定着、将来的なUターンの動機付け及び中長期的な関係人口化を促進することを目的として実施するものである。

## 2 委託業務の内容

本事業においては、以下の3つのプログラムを組み合わせて取組を展開することとする。

3つのプログラムは、単に並列実施するのではなく、各プログラム参加者相互の交流を促す、一元的に情報発信をするなど、一連の取組としての統一性を持たせる工夫をすること。

### (1) 接点創出プログラム

#### ア 企画・運営

- これまで地域企業や地域で活躍する社会人との接点が限定的であった学生等や市外の大企業等への就職を志向する学生等に対し、社会人との出会いを通して、市内で働き、活躍する意義や面白さ、地域企業の多様性、働き方・生き方の多様性について考えるきっかけを提供できるプログラムを提案・実施すること。
- 提案に当たっては、学生等に可能な限り多様な社会人との接点を提供することを念頭に置きつつ、プログラムの開催時期、開催場所、開催回数、テーマ、参加を想定する社会人、企業・団体名等についての見込みも記載すること。
- 企業・団体の選定、社会人の招聘、参加学生等の確保に向けた周知・広報、開催に必要な事務手続きや当日の運営については受託者にて行うこと。

#### ■想定されるプログラム例

- 市内で働く多様な社会人が、京都で働くことや京都で暮らすことへの想いを学生等に伝えるトークイベント
- 大学等の学生が多く集まる場所で社会人と学生等が生き方や働き方について自由に話しながら交流できるサロン
- 地域のシェアオフィスなどに学生を招き、働く大人とコミュニケーションするイベント など

## イ 効果検証

- ・ 本プロジェクトに関わった学生等に対して、本事業に関わる前後で市内での就職・起業等に対する意欲、将来的なUターンに対する意欲、中長期的に本市と関わり続ける意欲等がどのように変容したかを把握するためのアンケート調査又はヒアリング調査を行うこと。
- ・ アンケート調査又はヒアリング調査の項目は本市と協議の上で内容を定め、実施すること。

## (2) 関係性構築プログラム

### ア 企画・運営

- ・ 多様な価値観や働き方に触れる機会を創出し、視野の拡大と地域への関心の醸成を図るため、学生等と社会人が対等な立場で交流し、共通のテーマのもとに協働で目標を成し遂げるプログラムを提案・実施すること。
- ・ プログラムを通して出会った学生等と社会人が共に学び合い、その関係性がプログラム終了後も継続するよう場の設えを工夫すること。
- ・ 提案に当たっては、プログラムの日程、コンテンツ、開催場所、想定する参加者属性等についても記載すること。
- ・ 参加者の確保に向けた周知・広報、開催に必要な事務手続きや当日の運営については受託者にて行うこと。

#### ■想定されるプログラム例

- ・ 学生等と社会人が協力して一つの作品を創り上げるアートワークショップ
- ・ 学生等と社会人が協力して地域の課題解決に取り組むプログラム
- ・ 学生等と社会人が協力して商品開発やブランド立上げを行うプログラムなど

## イ 効果検証

- ・ 本プロジェクトに関わった学生等に対して、本事業に関わる前後で市内での就職・起業等又は将来的なUターンに対する意欲、中長期的に本市と関わり続ける意欲がどのように変容したのかを把握するためのアンケート調査又はヒアリング調査を行うこと。
- ・ 本プロジェクトに関わった社会人に対しても、学生等との関わりによって、自身が地域で働く意義や地域への愛着に対する意識、自身の働き方・生き方に対する意識がどのように変容したのかを把握するためのアンケート調査又はヒアリング調査を行うこと。
- ・ アンケート調査又はヒアリング調査の項目は本市と協議の上で内容を定め、実施すること。

### (3) 関係性深化プログラム

本市では、令和7年度から、京都で学ぶ学生（デシ）が京都で働く社会人（シショウ）に弟子入りし、デシとシショウがペア（シテイ）となり、一対一での主体的な協働活動（シテイ活動）に取り組む「キョウトシテイ」プロジェクトに実証的に取り組んでいる。

（参考ホームページ）：キョウトシテイ

<https://kyoto-shitei.city.kyoto.lg.jp/>

#### ア 企画・運営

##### (ア) 学生と社会人の関係性深化の仕組み構築等に係る業務

###### a 参加者の募集・選考

- ・ デシとなる学生に向けた本事業への参加募集、選考を実施すること。募集、選考の方法は問わないが、選考基準は契約後に本市と協議のうえ決定するものとする。
- ・ シショウとなる社会人に向けた本事業への参加募集、選考を実施すること。募集、選考の方法は問わないが、選考基準は契約後に本市と協議のうえ決定するものとする。
- ・ デシ及びシショウの参加募集に当たっては、必要に応じて説明会等を開催すること。

###### b 仕組み構築・運用

- ・ 学生と社会人を1対1でマッチングし、ペア活動を促進し、関係性の構築・深化を支援できる仕組みを提案し、事務局として運営すること。  
3ペア以上のマッチングを図ることとし、必要に応じて柔軟に組み替え可能な仕組みとすること。
- ・ マッチングに当たっては、デシとシショウの関心やスケジュールの希望等を聞き取り、本市と協議のうえ決定すること。
- ・ 交通費や施設使用料などシテイ活動に必要な諸経費に充てるための活動費については、受託者が負担することとし、適切に管理すること。

###### 【ペア活動の考え方】

- ・ 社会人と学生が仕事を通じて、定期的に行動を共にし、対話することを指す。
- ・ 企業インターンのように業務を与えて職業体験を提供するのではなく、例えば、職場に帯同のうえ、学生に仕事の目的・使命等を共有し、意見交換する、働き方について話し合うなど、社会人個人の仕事との向き合い方や働き方を見せる活動を想定している。

###### c 研修実施

- ・ デシとなる学生向けに主体的にキャリアデザインに取り組む姿勢

を高めるための研修及び行動規範・コンプライアンスに係る研修を実施すること。聴講のみでなく受講生相互の対話を促し、目標設定のプレゼンを実施する等アクティブラーニングの手法を取り入れた研修とすること。

- ・ シショウとなる社会人向けに、自身のキャリアデザインを元に学生のキャリアデザインを支援する姿勢や学生の主体性を尊重する姿勢を高める研修及び行動規範・コンプライアンスに係る研修を実施すること。聴講のみでなく受講生相互の対話を促し、目標設定のプレゼンを実施する等アクティブラーニングの手法を取り入れた研修とすること。

#### **d サポート体制の構築・運用**

- ・ シテイ活動の開始前や活動期間中において、シショウやデシが利用可能なサポート体制（相談対応、メンタリング等）を構築するとともに、必要に応じ個別でヒアリングを行うなど、丁寧なフォローアップを実施すること。

#### **e 交流イベント等の実施**

- ・ 学生と社会人が交流できるイベント（顔合わせ、活動の紹介、活動の振り返り）を企画・実施すること。
- ・ シテイ活動の成果を対外的に発表する場を設けること。

#### **f 連携促進**

- ・ 市内の大学、学生団体、学生支援組織、大学生等に対し本事業を周知するとともに、本事業への参加及び組織としての連携を促進すること。
- ・ 市内の企業、経済団体、地域金融機関、社会人等に対し本事業を周知するとともに、本事業への参加及び組織としての連携を促進すること。

### **(イ) キョウトシテイ WEB サイトの運用・更新・保守管理**

令和7年度に作成した本事業のWEBサイト「キョウトシテイ」(<https://kyoto-shitei.city.kyoto.lg.jp>)に関し、次の業務を行うこと。

#### **a 運用・更新**

活動内容、参加者の声、イベント情報等の定期的な情報更新やシテイ活動の様子や成果が伝わるコンテンツの作成・掲載など、適宜本市と協議のうえ実施し、本市ならではの取組としての事業の周知及びブランディングを行うこと。

#### **b 保守管理**

- ・ パソコン、タブレット端末及びスマートフォンなど、マルチデバイスの利用を考慮するとともに、新たに設計するコンテンツについ

ては、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようウェブアクセシビリティの確保に努めること。

- ・ サイト全体の保守・管理（Web サーバーやドメインの管理、セキュリティ対策等）の保守・管理に当たっては、別紙1「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守し、円滑に実施すること。
- ・ 常に保守管理状況を把握するとともに、スパムサイトからのアクセス等、問題が発生した場合には、速やかに本市に報告するとともに、必要な対応を実施すること。
- ・ 平日の午前8時45分から午後5時30分の間については、本市から求めがあった場合、保守作業、状況説明等が実施できる体制を整えること。
- ・ サイトの保守・管理に当たって発生する経費については、受託者において負担すること。

#### イ 効果検証

- ・ アの業務について、学生及び社会人にアンケート調査やヒアリング調査を実施し、「ペア活動の中でどのような気づきが得られたのか」、「ペア活動の前後で、京都で働く意味や京都への愛着などについて、どのような意識変容があったのか」、「将来、京都とどのように関わりたいと思うようになったか」といった観点を含めて効果検証を実施すること。
- ・ ア（ア）e「交流イベントの実施」については、上記とは別途、交流イベントへの参加により、「他のペアの活動内容に触れることで、どのような気づきが得られたのか」という観点を含む効果検証を実施すること。

#### (4) 共通事項

- ・ (1)～(3)に関する詳細な開催計画について、委託契約締結後、本市と協議のうえ、令和8年6月中に確定させ、適切に進捗管理を行うこと。
- ・ 本市の人口動態や、若い世代の市外転出等の課題等を十分に理解したうえで、学生等に有効なアプローチを検討のうえ、受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。
- ・ 万が一のトラブル等の発生に備えた「対応フロー・対応体制」について提案に含めること。

また、トラブル等が発生しないような事業運営の仕組みや体制の構築についても検討し、提案の中にその要素を織り込むこと。

なお、本業務の遂行に当たって何等かのトラブルが生じた場合には、その大小にかかわらず、速やかに本市に報告・相談するとともに、適切な対

応をとること。

- ・ 民間の企業、団体、大学等と積極的に連携し、将来的に産官学で協働運営できる仕組みの構築も想定し、事業を設計すること。

#### (5) 独自提案

- ・ 本業務の目的に合致する独自企画を提案し、本市との協議を経て実施することを妨げない。

#### (6) 協議・報告

- ・ 本業務における各企画の検討に当たっては、事前に本市と会合の場を設け、その内容を踏まえた報告・協議・情報交換等を行うこと（オンライン・オフラインの別は問わない）。
- ・ 上記の会合のみならず、事業の実施状況等に応じて、適宜打合せの機会を設け、円滑な事業遂行に向けて密な情報連携に努めること。

### 3 成果物及び実績報告について

- (1) 本業務における制作物等がある場合は、その所有権及び著作権に関して事前に本市と協議し、それらが本市に帰属する場合には、令和9年3月31日までに納品すること。
- (2) 「2 委託業務の内容 (3)関係性深化プログラム」については、シテイ活動期間中に少なくとも1回、書面で中間報告を行うこと。様式は問わないが、学生と社会人のペアリング状況、それぞれの特徴、期待値、取組状況、課題等の分析、今後の進め方の方針などを整理し、記載すること。
- (3) 事業期間終了後、速やかに事業完了報告書を書面で提出すること。  
様式は問わないが、「2 委託業務の内容」の「(1)接点創出プログラム」、「(2)関係性構築プログラム」、「(3)関係性深化プログラム」ごと（(3)については各シテイペアの活動実績を含めること）の活動実績を記載すること。  
業務全体を通しての総括、課題分析、次年度以降の事業実施に向けた改善点等をKPT法に沿って記載し、「2 委託業務の内容」の「(1)接点創出プログラム イ 効果検証」、「(2)関係性構築プログラム イ 効果検証」、「(3)関係性深化プログラム イ 効果検証」に記載の効果検証結果と合わせて提出すること。

### 4 再委託の禁止

受託者は、業務履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではないが、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

## 5 損害賠償

受託者の故意または過失により、本市に損害を与えた場合、受託者は本市にその損害を賠償しなければならない。

## 6 その他

- (1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本業務が完了した後においても、同様とする。なお、本件業務の実施に当たっては、別紙2「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。
- (3) 本仕様書及び別紙2「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定めのない事項は、本市と協議し、その決定に従うこと。
- (4) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。
- (5) 受託者は、本仕様書に記載されている事項のほか、本市の条例や規則等を遵守すること。